

桐生市環境都市推進補助金(小規模企業者省エネルギー設備導入補助)交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温室効果ガスの排出抑制及び省エネルギーの推進による環境負荷の低減を目的として、桐生市環境都市推進補助金(小規模企業者省エネルギー設備導入補助)(以下「補助金」という。)を交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「小規模企業者」とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める小規模企業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、小規模企業者が事業の用に供するため、市内の事業所に既存の設備から次に掲げる設備(以下「補助対象設備」という。)に買い換えて設置する事業(事業所の新設、移転又は建て替えに伴うものを除く。)であって、環境負荷の削減を図ることができると認められるものとする。ただし、買い換える補助対象設備は新品に限る。

- (1) 空調設備
- (2) LED照明器具
- (3) その他、市長が認める設備

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす小規模企業者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用の合計とする。

- (1) 補助対象設備の購入費(消費税及び地方消費税を除く。)
- (2) 補助対象設備の設置部材費(消費税及び地方消費税を除く。)
- (3) 補助対象設備の設置工事費(買換え前の設備等の撤去又は処分等に係る費用を除く。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額(その額に1,000円未満の端数が生じたとき

は、その端数を切り捨てた額)の3分の1とし、20万円を限度額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請事業者」という。)は、交付を受けようとする年度内に、桐生市環境都市推進補助金(小規模企業者省エネルギー設備導入補助)交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、補助対象設備の種別ごとに1回限り申請できるものとする。ただし、同一年度内の申請は1回に限る。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請事業者に対し、桐生市環境都市推進補助金(小規模企業者省エネルギー設備導入補助)交付(不交付)決定通知書(様式第2号)を通知する。

(中止又は変更)

第9条 申請事業者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後、申請内容に変更等生じた場合には、桐生市環境都市推進補助金(小規模企業者省エネルギー設備導入補助)変更等承認申請書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、申請事業者に対し、桐生市環境都市推進補助金(小規模企業者省エネルギー設備導入補助)変更等承認通知書(様式第4号)を通知する。

(完了報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月末日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)のいずれか早い日までに、桐生市環境都市推進補助金(小規模企業者省エネルギー設備導入補助)完了報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定事業者に対し、桐生市小規模企業者省エネルギー設備導入補助金補助金額確定通知書(様式第6号)を通知する。

(補助金の請求)

第12条 交付決定事業者は、前条の確定通知書を受け取った後、速やかに桐生市環境都市推進補助金(小規模企業者省エネルギー設備導入補助)交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定事業者に対し、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(事業協力)

第16条 市長は、交付決定事業者に対し、必要に応じて設備の利用状況調査等その他の協力を求めることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。